

委員会傍聴の取扱いについて検討結果(たたき台)

【協議結果】

1 委員会傍聴の取扱いについて

(1) 趣 旨

現在、委員会傍聴の取扱いについては委員会にはかりこれを決めているが、平成30年第3回定例会より常任、特別委員会及び議会運営委員会のインターネット中継の試行が開始され、インターネット上では、特段の手続きを経ないで審査状況を見ることが出来る状況となっている。

こうした状況を踏まえ、議長より、委員会傍聴について「開かれた議会」という観点から利便性をさらに向上させ、公開性を今まで以上に高める取組を検討するよう依頼があった。

この依頼を受け、当改革検討会議において委員会傍聴の取扱いについて検討を行った。

(2) 検討結果

より県民に開かれた議会、より県民に身近な議会の実現に向け、委員会許可の必要性や、傍聴受付の取扱い等、委員会傍聴の取扱いについて、様々な観点から検討した結果を次のとおり取りまとめた。

ア 委員会許可

- ・現在、委員会で傍聴の許可を決定した後、傍聴人に入室いただいているが、委員会の許可制を廃止することとし、随時傍聴可能な取扱いとする。

イ 傍聴の受付時間等

- ・委員会開催当日の午前10時において、当該委員会における傍聴希望者が傍聴人の定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。
なお、傍聴人の定員に達しない委員会は午前10時以降、先着順に傍聴人の定員に達するまで受け付ける取扱いとする。

ウ 傍聴申出書

- ・傍聴希望者は現状のとおり希望する委員会名及び住所・氏名を記入した傍聴申出書を提出する。
なお、傍聴を希望する委員会を変更する場合、改めて申出書を提出することとする。

エ 傍聴人の定員及び傍聴席の配置

- ・傍聴人の定員は現状のとおり議会第1会議室から議会第8会議室で行う場合は16人とし、その他の会議室で行う場合は16人を基準としてその定員を決定する。
- ・傍聴席の配置について現在の委員会室の状態を勘案し、現状のとおりとする。

オ 傍聴人の入退室

- ・委員会室の秩序保持のため傍聴受付時に、持込等が禁止されている物等、傍聴に当たり守るべき事項を傍聴人に説明し周知徹底する。また、必要に応じて傍聴人控室のロッカーの使用を依頼することとする。

カ 保安員の配置

- ・現状のとおり委員会開催日には8階、9階の各フロアに保安員を配置することとする。
なお、委員会室等の秩序保持の観点から議会フロアに入る際の傍聴券のチェックを徹底する。

(3) 今後の検討課題

協議にあたり今後の検討課題として次のような意見があった。

- ・傍聴申出書の住所・氏名を本人と証明できるものにより、確認すべきである。
- ・今後、傍聴定員16名を超える申出が頻繁に生じるようであれば、対応策としてモニター室の設置も検討する。
- ・傍聴席の配置について、傍聴定員、出入り等を総合的に考慮し、検討すべきである。
- ・委員会室内での傍聴人の水分補給について配慮すべきである。